

サービス付き高齢者向け住宅のあり方に関する調査事業

平成29年10月10日

国土交通省住宅局長 伊藤 明子

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

サービス付き高齢者向け住宅のあり方に関する調査事業

(2) 事業目的

我が国では、2025年に団塊の世代が後期高齢者になるなど急速な高齢化が見込まれている。また、要支援・要介護認定を受けている高齢者の約8割が在宅であり、在宅でも医療・介護サービスを受けられるなど、高齢者の暮らしやすい住環境の実現が急務となっている。

サービス付き高齢者向け住宅については、平成23年の制度創設から6年経過し、平成29年9月末時点で約22万戸が登録され、供給が進んでいるところであるが、立地、地域の医療・介護サービスとの連携、入居対象者への情報提供の充実などの課題も指摘されている。

これらの課題については、平成26年に有識者による「サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会」を設置し、検討を重ね、平成28年5月に、今後のサービス付き高齢者向け住宅の方向性などがとりまとめられたところである。

本事業では、その取組状況についてフォローアップを行うとともに、文献収集や事業者等へのヒアリングを通じて、基礎的な情報の把握・整理を行い、さらなる取組の強化に向けた論点整理を行うことを目的とする。

(3) 事業内容

○ヒアリング等の実施

高齢者生活支援サービスの合理化の検討、見守りサービスの提供のあり方などの高齢者向け住宅の供給に関して、文献収集や事業者等へのヒアリング（ハウスメーカー、設備メーカー、介護事業者、設計等の各分野を想定）を通じて、基礎的な情報の把握・整理を行う。

○今後の検討に向けた論点の整理

有識者による懇談会（十数名程度、2回程度）を開催（個別ヒアリングにより行う場合も含む。）すること等により、今後の検討に向けた論点を整理する。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成29年10月中旬 ～ 平成30年3月30日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 在宅介護・医療や高齢者向け住宅に関する知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電話 03-5253-8111 (内線 39-856)
- ④F A X 03-5253-8140
- ⑤電子 mail shishido-a2bq@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 平成29年10月10日(火)から平成29年10月20日(金)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 平成29年10月23日(月) 18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Adobe acrobat Reader11.0.00」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。